内閣府 沖縄総合事務局

下請代金支払遅延等防止法の概要

令和４年１１月１６日（水）

～令和４年度　取引適正化推進講習会資料～

内閣府沖縄総合事務局　経済産業部　中小企業課

※本資料は、中小企業庁が作成した研修資料を主に使っています。

本日のお話の狙いと内容

◈狙い

ルールに基づいた取引によるWin-Win（お互いの利益を目指す）関係の構築

◈内容

１．下請代金支払遅延等防止法「以下、下請法」の概要（目的、構成等）

２．親事業者(発注)の義務と禁止行為

３．沖縄でよくある違反例

４．自社の取引方法の点検と改善

下請法で用いる用語の定義

（以降は，この用語を用います。）

用語	定義
親事業者	下請取引を発注する立場の事業者
下請事業者	下請取引を受注する立場の事業者
業として	事業者が，ある行為を反復継続的に行っており，社会通念上，業務の遂行とみることができる場合
委託	親事業者が下請事業者に対し，規格，品質，性能等を指定して依頼すること
下請代金	親事業者が下請事業者に支払う製造委託等の代金

下請代金支払遅延等防止法の概要

1．下請法の制定経緯

下請法に違反するような行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち、「優越的地位の濫用」行為に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるが、同法により規制する場合、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があり、この認定には相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれなどがあるため、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るため、独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定した下請代金支払遅延等防止法が昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。

【独禁法第２条第９項】

＜不公正な取引方法の行為類型＞

（１）共同の取引拒絶
（２）差別対価
（３）不当廉売
（４）再販価格の拘束
（５）優越的地位の濫用
（６）前各号に掲げるもののほか、公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、**公正取引委員会が指定**するもの。

【独禁法第19条】
事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

★物流特殊指定

製造委託等の下請取引では、「優越的地位の濫用」の問題が生じやすく、このような行為を迅速かつ効果的に規制するには独禁法だけでは不十分。

下請法の制定
①資本金区分、取引内容の明確化
②親事業者の遵守事項の明確化
③監視体制の強化
　(立入検査権、措置請求権)
④勧告制度の採用(公取)
など

★中小企業施策としての位置付け
下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るという目的から、中小企業関係法としての性格も併せ持ち、中小企業施策の重要な柱の一つ。

★中企庁と公取委の役割分担
①調査対象となる親事業者は中企庁と公取委で親事業者の担当を分担して実施。
②下請法は公取委が主管のため、法解釈等については公取委が権限を有する。

2．下請法の目的

第１条(目的)
　この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、**親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめる**とともに、**下請事業者の利益を保護**し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

目的（第１条）
・下請取引の公正化
・下請事業者の利益保護

親事業者の定義、下請事業者の定義
（第2条第1項～第8項）

親事業者の義務
（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）

禁止事項
（第４条第１項、第２項）

調査権・勧告等
（第９条、第７条　等）

親事業者の義務

（１）書面の交付義務(第3条)
（２）書類の作成・保存義務(第5条)
（３）下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
（４）遅延利息の支払義務(第4条の2)

禁止事項(第4条第1項及び第2項の各号)

（１）受領拒否の禁止
（２）下請代金の支払遅延の禁止
（３）下請代金の減額の禁止
（４）返品の禁止
（５）買いたたきの禁止
（６）購入強制・利用強制の禁止
（７）報復措置の禁止
（８）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
（９）割引困難な手形の交付の禁止
(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

参照：下請取引適正化推進講習会テキスト令和４年１１月（以下、「テキスト」）P16～P18,P19Q5（建設工事関連）

３．下請法の適用範囲 (1)考え方

下請取引 ＝ **①資本金区分** ＋ **②取引の内容**

■下請法が適用される下請取引は、
①事業者の資本金区分
②取引の内容
の２つの要件から定められている。

①製造委託
②修理委託
③情報成果物作成委託
④役務提供委託

上記、①～④の４つに大別。
※製造業からサービス業まで幅広い業種で下請取引は対象となっている。

①及び②の要件に合致した下請取引に対し、下請法が適用。

3．下請法の適用範囲(3)取引内容と資本金区分／図解

①製造委託
②修理委託
③情報成果物作成委託(**プログラムの作成**)　<政令>
④役務提供委託(**運送・物品の倉庫管理・情報処理**)<政令>

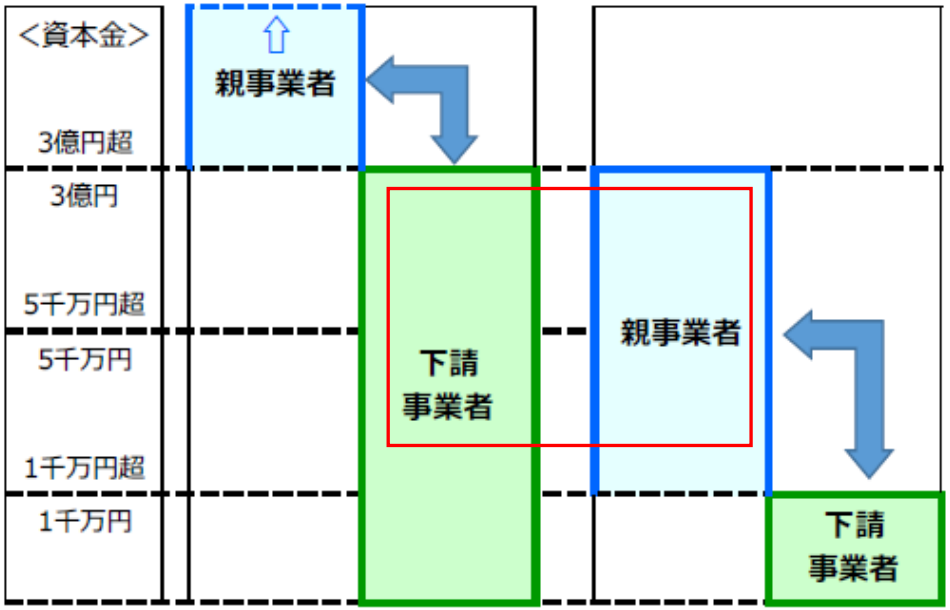

資本金の組み合わせ	【親】3億円超 【下】3億円以下	【親】1千万円超～3億円以下 【下】1千万円以下

(注)下請事業者には個人事業者含む

③情報成果物作成委託
④役務提供委託

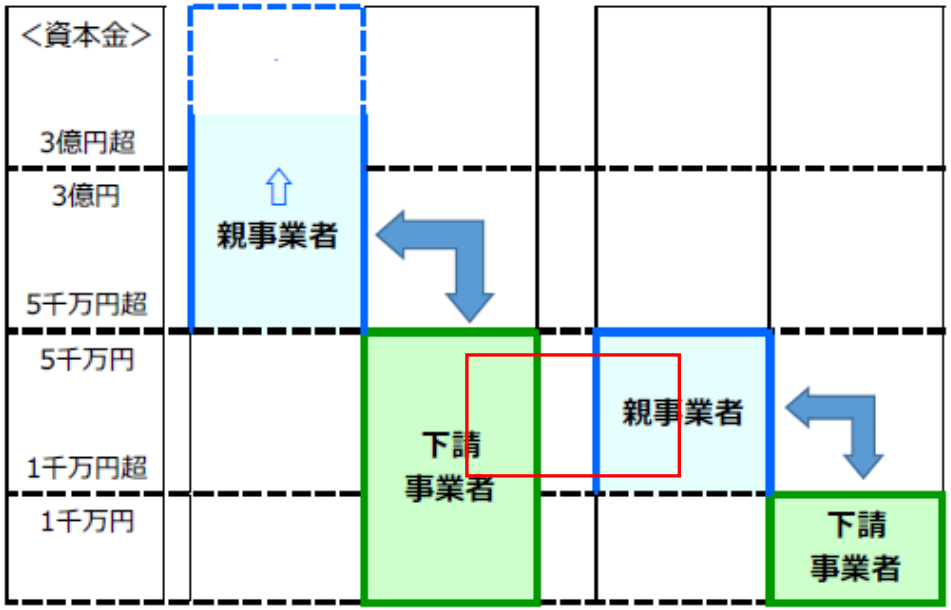

資本金の組み合わせ	【親】5千万円超 【下】5千万円以下	【親】1千万円超～5千万円以下 【下】1千万円以下

(注)下請事業者には個人事業者含む

4．製造委託(1)類型１／類型２

製造委託とは事業者が業として行う販売、若しくは業として請負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること等をいう。

■製造委託は、製造する目的により４つの類型に分けられる。　➡下請代金法の対象となる下請取引

【類型１】販売の目的物である物品等の製造委託

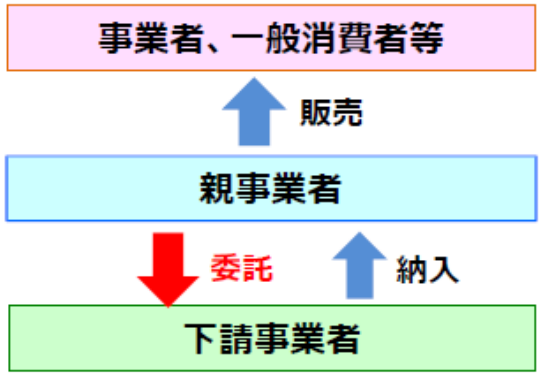

➡事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【例】
①自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
②大規模小売事業者(百貨店、スーパー、ドラッグストア等)が自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

【類型２】請負の目的物である物品等の製造委託

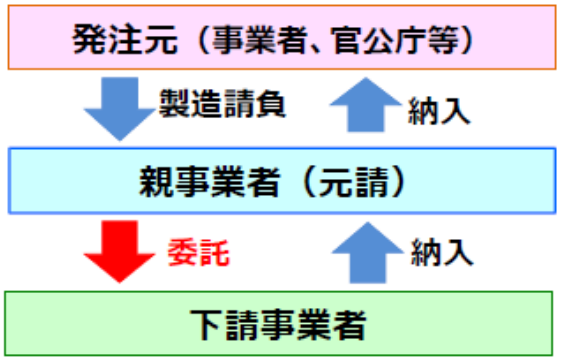

➡事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【例】精密機器メーカーが、受注生産する精密機器の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

4．製造委託(2) 類型３／類型４

【類型３】修理に必要な部品、原材料の製造委託



➡事業者が業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託すること。

【例】

①家電メーカーが、消費者向けに家電製品の修理を行う際に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

②工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

【類型４】自社で使用・消費している物品等で自家製造しているものの製造委託

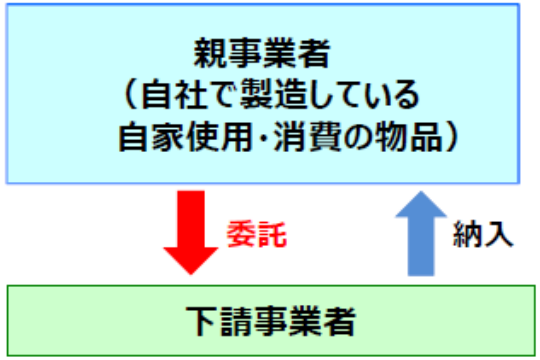

➡事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【例】

①自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機械メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

②自社で製品運送用の梱包材を製造している精密機械メーカーが、自社で使用する製品運送用の梱包材の製造を資材メーカーに委託する場合。

★下請法の用語の定義ー(１)

①「委託」とは、物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼すること。こうした指定のない規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれない。

②「業として」とは、事業者がある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指す。

③「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。

④「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物をいう。

⑤「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取付け、あるいは、附属されることによって、その目的物である物品の効用を増加させる製造物をいう。

5．修理委託

修理委託とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること等をいう。

■物品の修理委託は２つの類型に分けられる。

➡ 下請法対象となる下請取引

【類型1】修理を請負う物品の修理委託

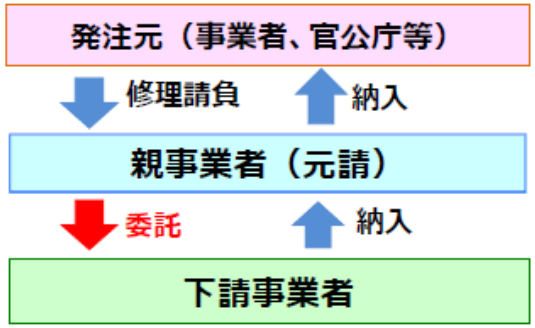

➡事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】自動車販売事業者が、ユーザーから請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

【類型2】自社で使用する物品で自家修理しているものの修理委託

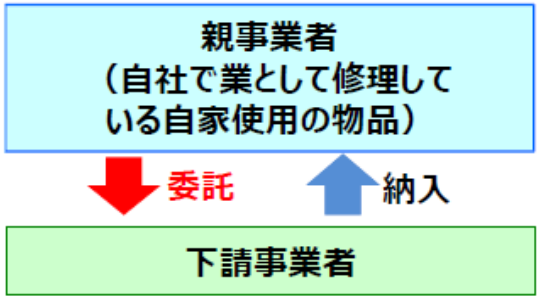

➡事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

【例】自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業の一部を修理業者に委託する場合。

★下請法の用語の定義－(２)
①「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることいいます。
②「請け負う物品の修理」には、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行われる修理も含まれる。

6．情報成果物作成委託(1)類型１

「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供、若しくは業として請負う作成の目的物たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること等をいう。

情報成果物とは、次に掲げるものをいう（下請法運用基準より）
①プログラム（システム設計書も含まれる）【例】ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム
②映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの【例】テレビ番組、テレビＣＭ、ラジオ番組、映画、アニメーション
③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
【例】設計図、ポスターデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

■**情報成果物作成委託は３つの類型に分けられる。**　➡ 下請代金法の対象となる下請取引

【類型１】提供の目的である情報成果物の作成委託

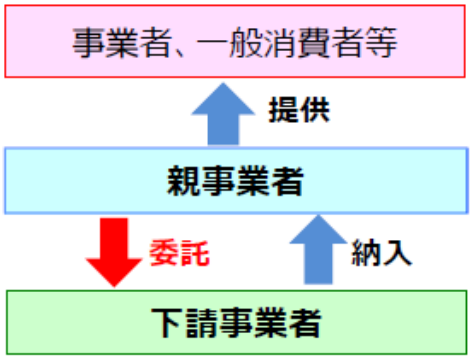

➡事業者が業として行う**提供の目的**たる情報成果物作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】ソフトウェアメーカーが、消費者に販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェアメーカーへ委託する場合。

★下請法の用語の定義－(３)
①情報成果物における「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。つまり、販売だけでなく有償で使用許諾を行うような場合も「提供」に含まれる。
②「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない(役務提供委託における場合も同じ)。

6．情報成果物作成委託(2)類型２／類型３

【類型２】請負の目的である情報成果物の作成委託

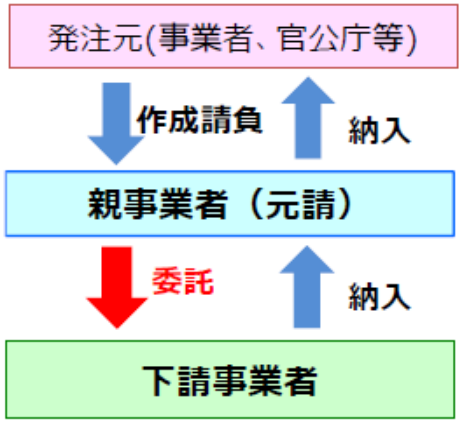

➡事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】
①広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
②アニメーション制作業者が、制作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
③建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

【類型３】自社で使用･消費している情報成果物で自社で作成しているものの作成委託



➡事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

➡ 下請代金法の対象となる下請取引

7．役務提供委託

「役務提供委託」とは事業者が業として行う提供の目的たる役務提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

■役務提供委託の類型は一つ　➡下請代金法の対象となる下請取引

【類型】請け負った役務を再委託

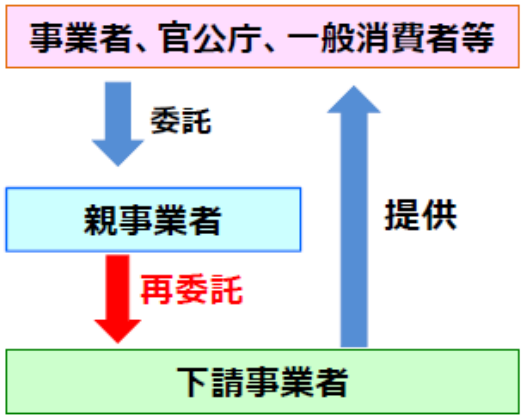

【役務提供委託の例】
①貨物自動車運送事業者が請け負った運送業務を他の運送事業者へ委託。
②貨物自動車運送事業者が請け負った運送業務に合わせて請負った梱包を梱包業者に委託。
③内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内向運送業者又は船舶貸渡業者に委託。
④ビルメンテナンス業者が請負ったメンテナンスの一部であるビル清掃を清掃業者へ委託。
⑤広告会社が、広告主から請負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社へ委託。
⑥ビル管理会社が、ビルオーナーから請負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託。
⑦警備会社が委託を受けた警備業務の一部を他の警備会社へ委託。
⑧ソフトウェア販売事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託。

★下請法の用語の定義－(４)
・下請法で定義している「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら用いる役務はこれに該当しないので、自ら用いる役務を他の事業者に委託することは、下請法にいう「役務提供委託」に該当しない。

■自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない事例
①ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託。
②工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託。
③カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託。
④プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託。　等

(注)建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、下請法の対象外。
建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているため。

親事業者(発注)の義務と禁止行為

2．下請法の目的

第１条(目的)
　この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、**親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめる**とともに、**下請事業者の利益を保護**し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

目的（第１条）
・下請取引の公正化
・下請事業者の利益保護

親事業者の定義、下請事業者の定義
（第2条第1項～第8項）

親事業者の義務
（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）

禁止事項
（第４条第１項、第２項）

調査権・勧告等
（第９条、第７条　等）

親事業者の義務

（１）書面の交付義務(第3条)
（２）書類の作成・保存義務(第5条)
（３）下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
（４）遅延利息の支払義務(第4条の2)

禁止事項(第4条第1項及び第2項の各号)

（１）受領拒否の禁止
（２）下請代金の支払遅延の禁止
（３）下請代金の減額の禁止
（４）返品の禁止
（５）買いたたきの禁止
（６）購入強制・利用強制の禁止
（７）報復措置の禁止
（８）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
（９）割引困難な手形の交付の禁止
(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

親事業者の4つの義務と11の禁止行為

一般的な取引の流れと下請法の適用フェーズ（イメージ）

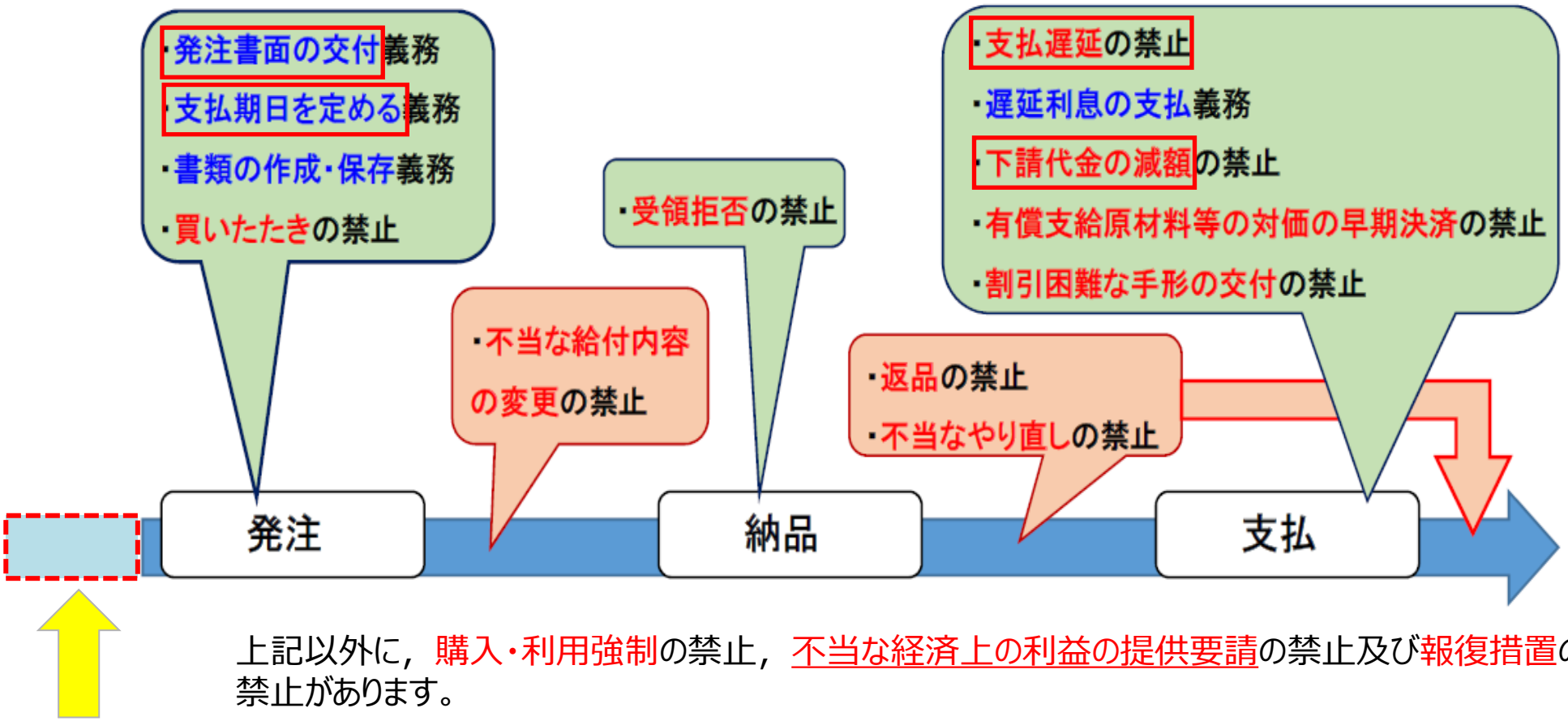

上記以外に，購入・利用強制の禁止，不当な経済上の利益の提供要請の禁止及び報復措置の禁止があります。

■取引適正化のための重点5課題　①価格決定方法（価格交渉）②適正なコスト負担（主に型取引）③支払方法　④知財・ノウハウ保護　⑤働き方改革（しわ寄せ防止）

■インボイス制度（R5.10～）への対応（参照：本資料P59）

8．親事業者の義務

親事業者の義務

(１)書面の交付義務（第３条）
親事業者は、**発注に際して具体的記載事項を全て記載している書面(３条書面)を直ちに下請事業者に交付する義務**があります。

(２)書類の作成･保存義務（第５条）
親事業者は、**給付の内容、下請代金の額等について記載した書類(５条書面)を作成し、２年間保存する義務**があります。

違反したときは
50万円以下の罰金
(第10条1項1号、2号)

(３)下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
親事業者は、**物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務**があります。

(４)遅延利息の支払義務（第４条の２）
親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかった時は、物品等を受領した日から起算して**60日を経過した日から実際に下請代金の支払をする日までの期間**について、その日数に応じて下請事業者に**遅延利息（年率14.6%）を支払う義務**があります。

8－(１)書面の交付義務（第３条）

親事業者が発注に際して具体的記載事項を全て記載している書面（３条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務。

50万円以下の罰金
（第10条第1項1号）

具体的記載事項

①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
⑤下請事業者の給付を受領する場所
⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑧下請代金の支払期日
⑨手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

発注書面サンプル

（定められた事項を一つの書式に網羅した場合）

注文書

○×株式会社殿①

平成○年○月○日②
△△株式会社①

給付の内容③
注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。
著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。

納期④ 平成○年×月×日	納入場所⑤ 弊社本社△△課	検査完了日⑥ 平成○年×月××日
数量（単位）⑦	単価（円）⑦	代金（円）⑦
支払期日⑧ 平成○年××月×日	支払方法⑨～⑪ 現金	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法⑫

代金は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

３条書面の留意点①　「共通事項」、「下請代金」

●**共通事項〈一定期間共通である事項（支払方法等）がある場合〉**
３条書面の交付は発注の都度必要ですが、継続的に行われる取引のように、取引条件のうち基本的事項（例えば支払方法や検査期間など）が一定しているような場合には、**予め当該事項を記載した書面を交付することで、個々の３条書面への記載を省略することが可能。**
ただし、その場合には、個々の３条書面と基本的事項を記載した書面とを関連付けておく必要がある。

●**下請代金**
下請代金とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金をいう（下請法第２条第10項）とされていることから、**下請代金の額には、消費税などの税金相当額も全て含まれる。**

３条書面の留意点②　「知的財産権」、「算定方法による下請代金の額の記載」

●**知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合**
給付の内容（取引の内容）に知的財産権の譲渡や許諾について明確に記載する必要があり、当該下請代金に知的財産権の譲渡や許諾に係る対価を加える必要がある。

●**算定方法による下請代金の額の記載**
具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合には、算定方法を記載することが認められている。
ただし、その場合、具体的な金額が確定した後は、速やかに下請事業者に対し金額を通知する必要がある。

３条書面の留意点③　「例外的な書面の交付方法」

参照:テキストP28～29　自動車等の修理、調査・設計等で多い

●「例外的な書面の交付方法」とは、発注時において、必要記載事項の一部をどうしても定められないものをいう。

●その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合には、**その理由と、内容を定めることとなる予定期日を記載しておくこと**により、内容が定められなかった事項を記載せずに書面を交付することが認められている。

●ただし、**内容が定められた後には、直ちに当該事項を記載した書面を交付する必要がある。**

●このとき最初に交付する書面と、後に交付する書面を相互に関連付けをしておく必要がある。

ポイント：取引先と予め書面で取決めることが必要（取引条件基本的の共通事項）
参照：テキストP94～P113
①金融機関の休業日（テキストP46）や振込手数料負担者（テキストP54、民法485条）
②支払制度（納品基準、月末締め翌月末、●日）
③納品後検収の有無と時期（参照：本資料P33）
④消費税は、1円単位とする（切り捨ては不可）。

８－(２)書類の作成･保存義務（第５条）

親事業者が、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（５条書類）を作成し、２年間保存する義務。

50万円以下の罰金
(第10条第1項2号)

● ５条書類は、「書類」の形態や名称は問わない

●社内で作成･保存している伝票や帳簿などので５条書類の必要記載事項を満たしているのであれば、別途書類を作成する必要はない。

【３条書面の写しを5条書類とすることについて】

●3条書面の写しを５条書類の一部とすることはできるが、５条書類の必要記載事項について、３条書面を保存しておくだけでは足りない事項がある。

●例えば、「支払った下請代金の額」、「支払った日」、「支払手段」。これらは、発注時に交付する３条書面に記載されているものではない。

●したがって、どんな下請取引においても、3条書面の保存で足りない事項については、別に、5条書類を作成･保存する必要がある。

5条書類で必要な具体的記載事項

①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
⑤下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
⑥下請事業者の給付内容について検査した場合は、検査完了日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
⑧下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑨下請代金の支払期日
⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
⑬一括決済方式で支払う場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
⑭電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

8－(３)下請代金の支払期日を定める義務（第2条の２）

親事業者が、物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務。

■この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するため。

●親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日(注)から起算して60日以内(受領日を参入する。)のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなくてはならない。

(注)受領日とは、●下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。
●役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日。

■下請法上の下請代金の支払期日

※例外的支払期日P46,P47　運送業等月単位で設定

①受領日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
②支払期日を定めなかった場合は受領日
③受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は、受領日から起算して60日を経過した日の前日

■支払期日の３条書面への記載例の適否

①「○月○日まで」
②「納品後○日以内」
×
①、②は支払の期限を示しており、具体的な日が特定できないため、認められない。

③「○月○日」
④「毎月末日納品締切、翌月○日支払」
○
③、④は、具体的な日が特定可能であり、認められる。

定められた支払期日より前に下請代金を支払うことは差し支えない。

8－(４)遅延利息の支払義務（第4条の２）

親事業者が、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じて下請事業者に遅延利息（年率14.6%）を支払う義務。

■この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者と下請事業者との間で自主的に遅延利息を約定することが困難であるとみられ、下請事業者の利益を保護するため。

■親事業者は、下請代金の支払期日を60日以内に定め、下請事業者の給付を受領した日又は下請事業者が委託を受けた役務の提供をした日から起算して**60日を経過した日から下請代金を支払いする日までの期間**、下請代金に公正取引委員会規則で定める**年率14.6%を乗じた遅延利息の額**を付して支払わなければならない。
なお、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせて良いという趣旨ではない。

(注)消費税込の未払金額に、年率14.6%を乗じた遅延利息の額を支払う。

(概念図)遅延利息が発生する期間

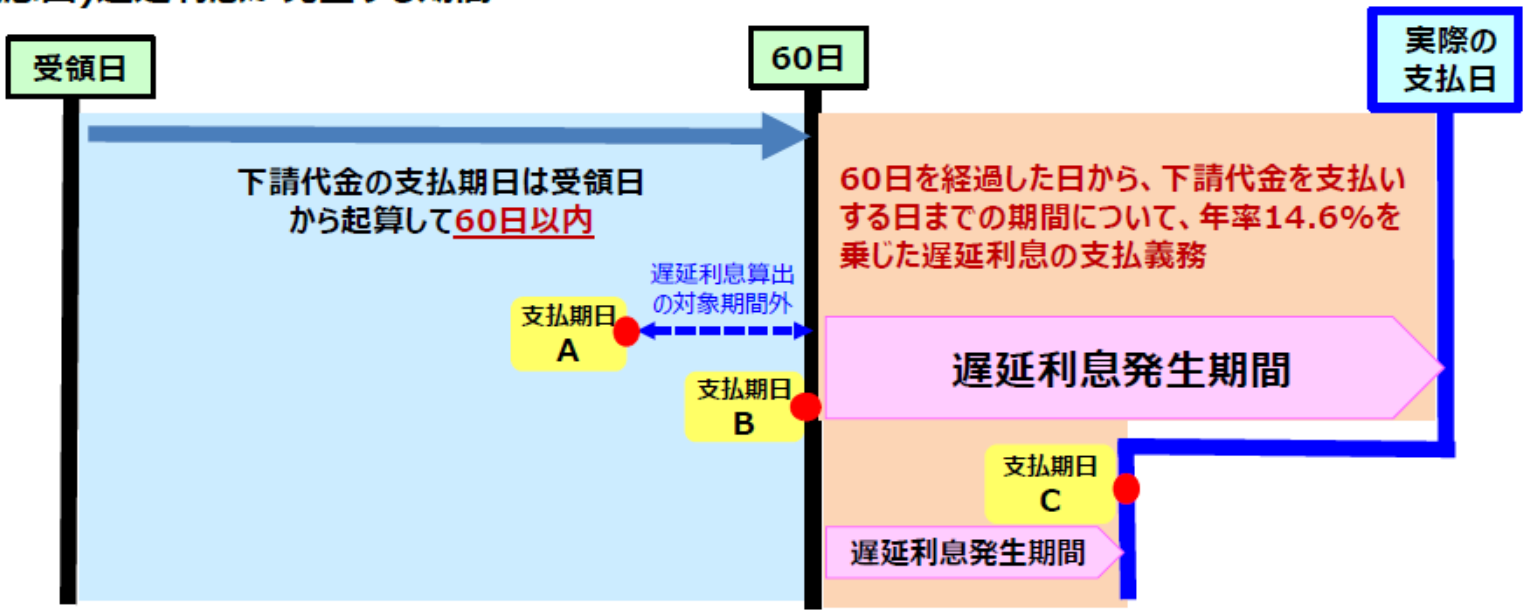

親事業者(発注)の義務と禁止行為

9．親事業者の禁止行為(法第4条第1項及び第2項の各号)

親事業者の禁止行為・第4条

第1項

(1)受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに給付の受領を拒むことを禁止
(2)下請代金の支払遅延の禁止	支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止
(3)下請代金の減額の禁止	下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注時に決定した下請代金の額を減ずることを禁止
(4)返品の禁止	下請事業者から納入された物品等を受領した後に、下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、下請事業者に物品等を引き取らせることを禁止
(5)買いたたきの禁止	親事業者が、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく引くい額を不当に定めることを禁止
(6)購入・利用強制の禁止	正当な理由がある場合を除き、親事業者が下請事業者に対して親事業者の指定する物や役務等を強制して購入・利用させることを禁止
(7)報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の下請法違反行為や違反事実を公正取引委員会又は中小企業庁長官に知らせたことを理由に、親事業者が当該下請事業者に不利益な取扱いをすることを禁止

各号に掲げる行為をしてはならない。

第2項

(8)有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	親事業者が下請事業者に必要な原材料等を有償で支給している場合に、原材料等の対価を早期に決済することにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(9)割引困難な手形の交付の禁止	下請代金の支払について、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(10)不当な経済上の利益の提供要請の禁止	親事業者が下請事業者に対して、親事業者のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(11)不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	下請事業者に責任がないのに、給付の受領前に親事業者が発注の取消しを含む「発注内容の変更」を行い、又は給付の受領後に「やり直し」をさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止

各号に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

【注】親事業者と下請事業者が合意していたとしても、また、親事業者や下請事業者に下請法違反になるという意識がなくても、これらの禁止事項に抵触する行為を行うと下請法違反となる。

9－(1)受領拒否の禁止（第4条１項１号）

参照:テキストP40

※下請事業者が納期に納入しようとしてきた場合、下請事業者に責任がないのに給付の受領を拒むことを禁止するもの。

■この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者が指定する仕様等に基づいた特殊なものが多く、親事業者に受領を拒否されると他社への転売が困難であり、下請事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するため。

●**「受領を拒む」とは、**下請事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、以下の行為も原則として含まれる。

(ア) 発注を取消すこと(契約の解除)により、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと。

(イ) 納期を延期することにより、下請け事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと。

●**「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付の受領を拒むことができるのは、以下の①、②の場合に限られる。**

①下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

②下請事業者の給付が、3条書面に明記された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合。

9－(2)下請代金の支払遅延の禁止①（第4条１項２号）

参照:テキストP43

※支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止

■この規定が設けられたねらい

支払期日までに納入した物品等又は情報成果物(提供した役務)の下請代金の支払を受けなければ、下請事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払い、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれるので、これを防止するためである。

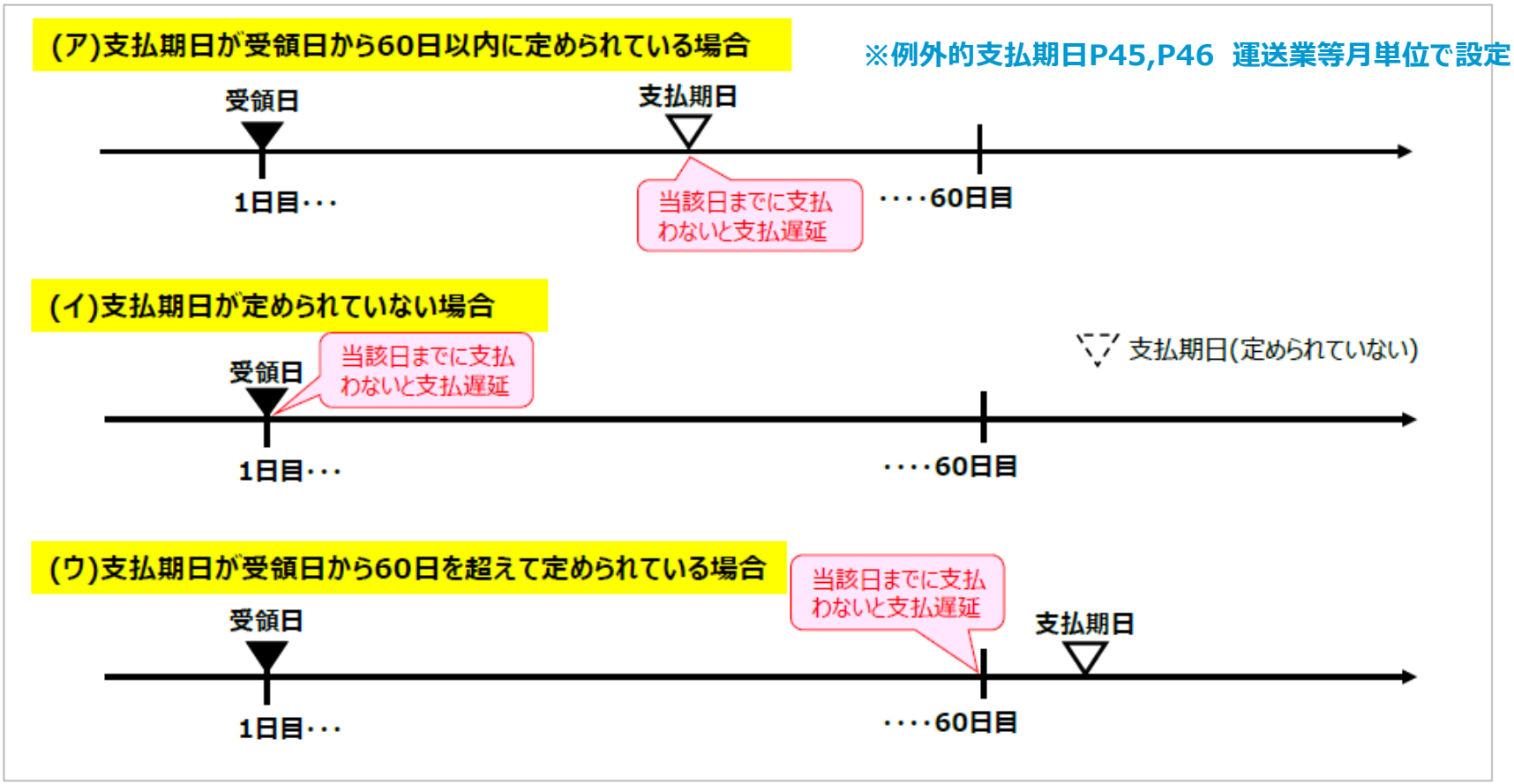

9－(2)下請代金の支払遅延の禁止②（月単位の締切制度）

【月単位の締切制度】
下請代金は、下請事業者の給付受領後60日以内に支払わなければならないが、継続的な下請取引では、月によっては、いわゆる大の月(31日)や小の月(30日)が生じるが、毎月末日など、特定日で下請代金の支払日が取り決められていれば、同じ１か月とみなして運用(※)を認めており、支払遅延とみなされない。

※「受領後60日以内」という規定を「受領後２か月以内」と読み替えて運用。

【例】納品月末締め、翌月末日支払の場合

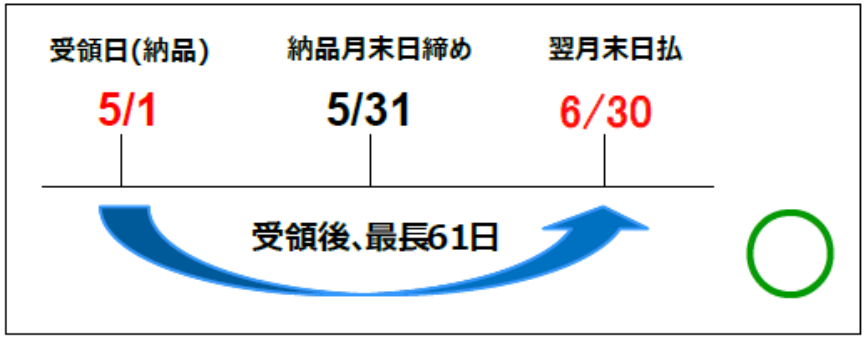

【例】納品月末締め、翌々月末日支払の場合

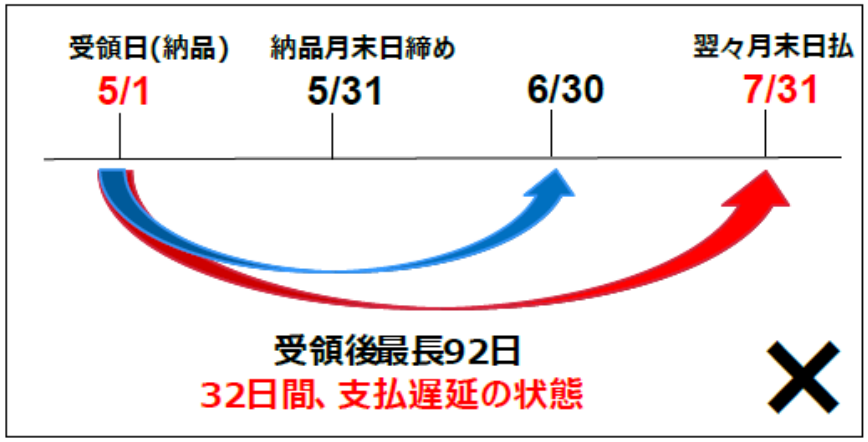

【支払期日の起算となる受領日の考え方】

1.製造委託及び修理委託における受領日
○親事業者が物品を受け取って、自己の占有下に置いた日
2.情報成果物作成委託における受領日
○媒体(物品)を受領し、自己の占有下に置いた日
○電子メールによる提供であれば、電子メールを受信して記録した日
3.役務提供委託
○受領という概念はなく、下請事業者が役務を提供した日

【金融機関の休業日】

○金融機関を利用して下請代金を支払っている場合、支払期日が金融機関の休業日に当たることがある。
その場合、翌営業日まで支払を繰り越すことは支払遅延となるので、前倒しで下請代金を支払う必要がある。

○なお、順延される期間が２日以内であって、親事業者と下請事業者とであらかじめ支払日を金融機関の翌営業日に順延することを書面で合意している場合には、翌営業日に支払うことは問題としていない。

9－(3)下請代金の減額の禁止（第4条2項3号）

参照:テキストP52

※下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した下請代金の額を減ずることを禁止

■この規定が設けられたねらい

下請取引においては、下請事業者の立場が弱く、一旦決定された下請代金であっても事後に減ずるよう要請されやすいこと、一方、下請事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、下請代金の額が減じられると、直接、下請事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

●親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減じても本法違反となる。

●これまでに違反とされたことのある減額の名目

「歩引き」、「仕入歩引き」、「不良品歩引き」、「分引き」、「リベート」、「基本割戻金」、「協定販売促進費」、「特別価格協力金」、「販売奨励金」、「一時金」、「オープン新店」、「協賛金」、「決算」、「協力金」、「協力費」、「値引き」、「協力値引き」、「協賛店値引き」、「一括値引き」、「原価低減」、「コストダウン協力金」、「支払手数料」、「手数料」、「本部手数料」、「管理料」、「物流及び情報システム使用料」、「物流手数料」、「センターフィー」、「品質管理手数料」、「割引料」、「早期支払割引料」、「金利」　等

●「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減ずることが認められるのは、以下の場合に限られる。

① 下請事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵の存在、納期遅れ等)があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る下請代金の額を減ずるとき。

②下請事業者の責めに帰すべき理由あるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに伴う下費用など、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

③下請事業者の責めに帰すべき理由あるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

9－(4)返品の禁止①（第4条1項4号）

参照:テキストP61

※物品等を受領した後に、下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、下請事業者に物品等を引取らせることを禁止

■この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等又は情報成果物を返品されることは、下請事業者の利益が著しく損なわれるのでこれを防止するため。

●仮に、**親事業者と下請事業者との間で返品を行うことについて合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに返品を行えば下請法違反となる。**

■「下請事業者の責めに帰すべき理由」があって、返品することができるものは、
下記①、②の場合で、かつ、「検査と返品することのできる期間」に示した期間に限られる。
①下請事業者の給付の内容が、3条書面に明記された委託内容と異なる場合
②下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

【検査と返品することのできる期間】

●直ちに発見できる瑕疵の場合

➡親事業者は、**直ちに発見できる瑕疵が見つかった場合は、速やかに返品することは認められる。**

※この場合であっても、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。

●直ちに発見できない瑕疵の場合

➡その瑕疵が下請事業者の責任によるものである場合は、返品することができるが、**返品できる期間は、その物品を受領してから６か月以内に限られる。**

ただし、、**一般消費者に対して６か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じ、最長１年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することが認められる。**

9－(4)返品の禁止②_検査方法と返品期間の関係

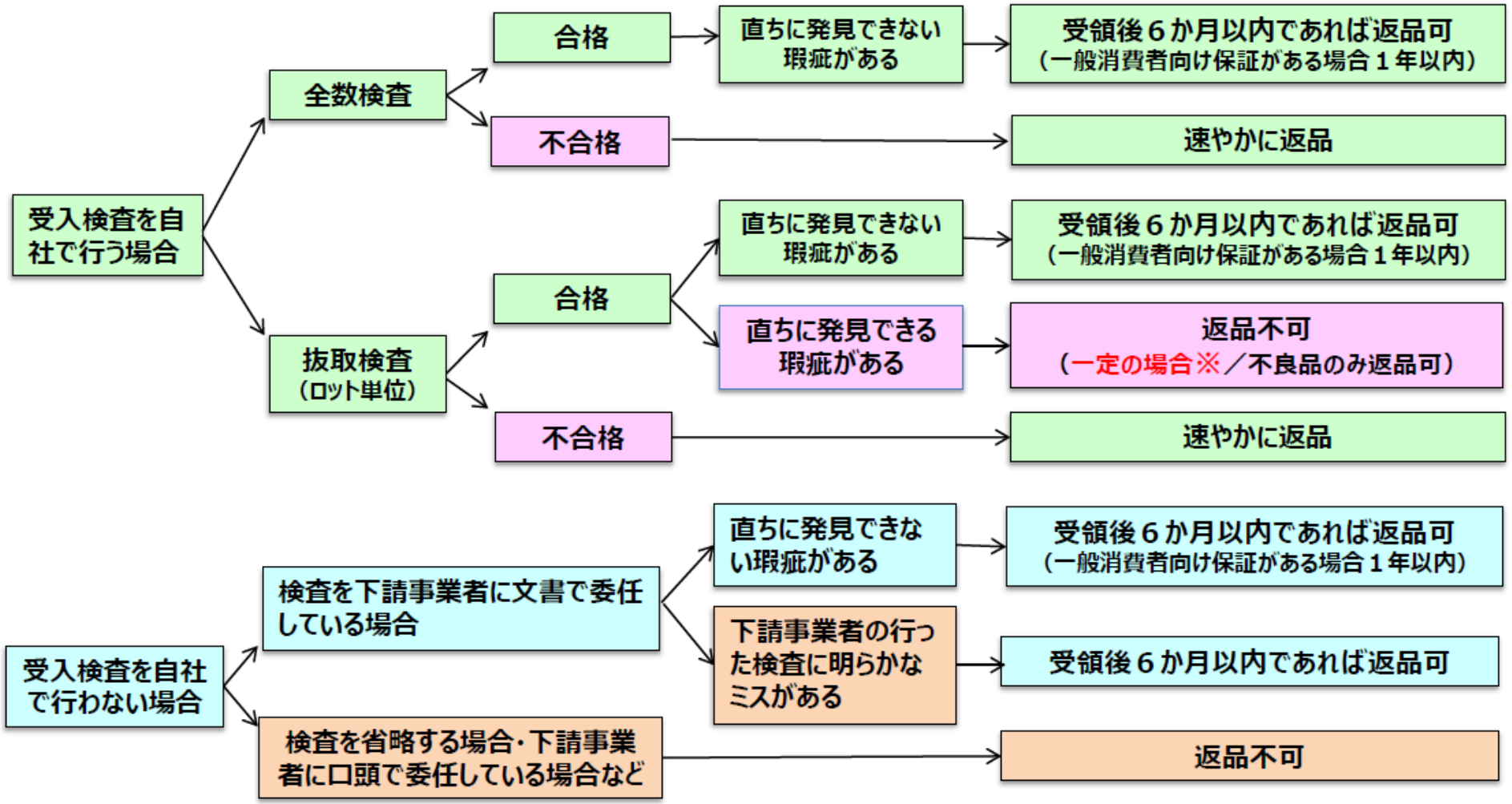

※ ①継続的な下請取引が行われている場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されており、③当該書面と３条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合

9－(5)買いたたきの禁止（第4条１項5号）　参照:テキストP65,P164運用基準（2）ウ、エ

※下請代金額決定時に発注内容と同種又は類似の給付内容に対し通常支払われる対価に比べ著しく低い額を不当に定めることを禁止

■この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押しつけることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するため。

●通常支払われる対価とは

(ア)下請事業者の給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において実際に支払われる対価(市価のこと) をいう。
(イ)市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいう。

●買いたたきに該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断される。

(ア)下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
(イ)差別的であるかどうかなど対価の決定方法
(ウ)「通常支払われる対価」と「当該給付に支払われる対価」との乖離状況
(エ)当該給付に必要な原材料等の価格動向

●買いたたきに該当するおそれのある事例

① 多量の発注を前提として下請事業者に単価の見積もりをさせ、その見積もり単価を少量発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めた。
② 量産期間が終了しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めた。
③ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めた。
④ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に単価を据え置いた。　など

資料７

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

全部改正　平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通達第 18 号
改正　平成 28 年 12 月 14 日公正取引委員会事務総長通達第 15 号
改正　令和４年１月 26 日公正取引委員会事務総長通達第１号

第１　運用に当たっての留意点

１　下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）の運用に当たっては、違反行為の未然防止が重要であることにかんがみ、特に次のような点に留意する必要がある。

５　買いたたき

(1) 法第４条第１項第５号で禁止されている買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱う。

買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア　多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

イ　量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。

ウ　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

オ　一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

カ　親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

9－(6) 購入・利用強制の禁止(第4条１項6号)

参照:テキストP72

※下請事業者に対して親事業者の指定する物や役務等を強制して購入・利用させることを禁止

■この規定が設けられたねらい

正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した物又は役務を下請事業者に強制して購入・利用させることを禁止し、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止するため。

- 親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。
- 購入・利用強制は、親事業者の指定する「物」に限らず、保険、リース等のサービスの利用を強制した場合も対象となる。また、親事業者の「製品」や「サービス」だけでなく、親事業者以外、例えば親事業者の客先又は関連会社の製品の購入やサービスの利用を強制した場合も含まれる。

●購入利用強制に該当するおそれのある事例

① 購買・外注担当者等、下請取引に影響を及ぼすこととなる者が、下請事業者に購入又は利用を要請する。
②下請事業者ごとに、目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請する。
③下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨を示唆して購入又は利用を要請する。
④取引先の製品の購入先を紹介して購入させる。
⑤親事業者の指定する物を購入させる、役務の利用を強制する。
⑥下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付する。　等

9－(7) 報復措置の禁止(第4条1項7号)

参照:テキストP76

※下請法違反行為・事実を公取委や中企庁長官に知らせたことを理由とする報復行為の禁止

■この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

9－(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条2項１号)参照:テキストP76

■この規定が設けられたねらい

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、支払遅延の場合と同様、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するため。

●親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で自己から購入させた場合に、**下請事業者の責めに帰すべき理由**がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の全部又は一部の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から**控除**したりすることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

●有償支給原材料等の**「等」**とは、半製品、部品、附属品

●**「控除」**とは、下請代金から原材料等の対価の全部又は一部を差し引く事実上の行為をいい、その結果、支払期日に下請代金を全く支払わないことも含む。

●「下請事業者の責めに帰すべき理由」としては、以下のような場合が考えられる。

①下請事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能になった場合。
②支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合。
③支給された原材料等を他に転売した場合。

➡違反行為事例

親事業者A社は、ヒューム管等の製造を下請事業者に委託し、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した物品に係る下請代金の下請け代金の支払期日よりも早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除した。

9－(9) 割引困難な手形の交付の禁止(第4条２項２号)　参照:テキストP78,本資料59

■この規定が設けられたねらい
下請代金が銀行等の一般の金融機関において割引を受けることが困難な手形で支払われることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するため。

●「一般の金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

●「割引困難な手形」を一律に定義することは難しいが、**現在の運用では繊維業は90日(3ヶ月)、その他の業種は120日(4ヶ月)を超える手形期間の手形を長期の手形**としている。

（留意事項）下請中小企業振興法の振興基準
下請中小企業振興法第３条第１項に基づいて策定された**振興基準において、親事業者が下請代金を手形で支払う場合には、手形期間を60日以内とするよう努める**旨が規定されている。

（関係事業者団体への発出）
令和3年3月31日、関係事業者団体に対し、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名により「下請代金の支払手段について」を発出し、**下請代金の支払に係る手形サイトについては、おおむね3年以内（令和6年）を目途に60日以内とするよう要請した。(注)**

(注)これまで、公正取引委員会と中小企業庁は、業界の商慣行、金融状勢等を総合的に勘案し、ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業90日、その他の業種120日）を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあると指導してきたが、今回の要請に伴い、今後、おおむね3年以内（令和6年）を目途に当該期間を60日とすることを前提として、見直しの検討を行うこととなります。

9－(10)不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条2項3号)　参照:テキストP79

※自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

■この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するため。

●「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、**協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含む**ものである。

●下請事業者が、「経済上の利益」を提供することが、製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、**直接の利益になるものとして、自由な意志により提供する場合には、「下請事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえない。**

●しかしながら、**下請事業者が金銭等の経済上の利益を提供することが、下請事業者にとって直接の利益となる**（提供することによる利益が不利益を上回る）**ことを親事業者が明確にしない場合は、下請事業者の利益を不当に害するものとして問題となる。**

●不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある事例

① 購買・外注担当者等、下請取引に影響を及ぼすこととなる者が、下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
② 下請事業者ごとに、目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
③ 下請事業者に対し、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
④ 下請事業者が、提供する意志がないと表明したにもかかわらず、又は、その表明がなくても、明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。

●知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

情報成果物の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、親事業者が下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

9－(11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条2項4号) 参照:テキストP84

※下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付の受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直しさせること。

■この規定が設けられたねらい

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、下請事業者に当初、委託された内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それにより下請事業者の利益が損なわれるので、これを防止するため。

●「下請事業者の給付の内容を変更させること」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせること。発注を取り消すこと(契約の解除)も、「給付の内容の変更」に該当する。

●「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせること。

●**「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を負担することなく、「給付内容の変更」や「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限定される。**

①給付を受領する前に、**下請事業者の要請により、給付の内容を変更**する場合。

②給付を受領する前に、下請事業者の給付の内容を確認したところ、**給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なる**こと、又は、**下請事業者の給付に瑕疵がある**ことが、合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合。

③下請事業者の給付の受領後、**下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる**ため、又は、**下請事業者の給付に瑕疵等がある**ため、やり直しをさせる場合。

下請法運用実績　令和3年度　（公正取引委員会）

○類型別件数（14,011件）の内訳、実体規定違反件数（7,878件）の行為類型別内訳

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和3年度

類型別件数（14,011件）の内訳

［単位：件、（%）］

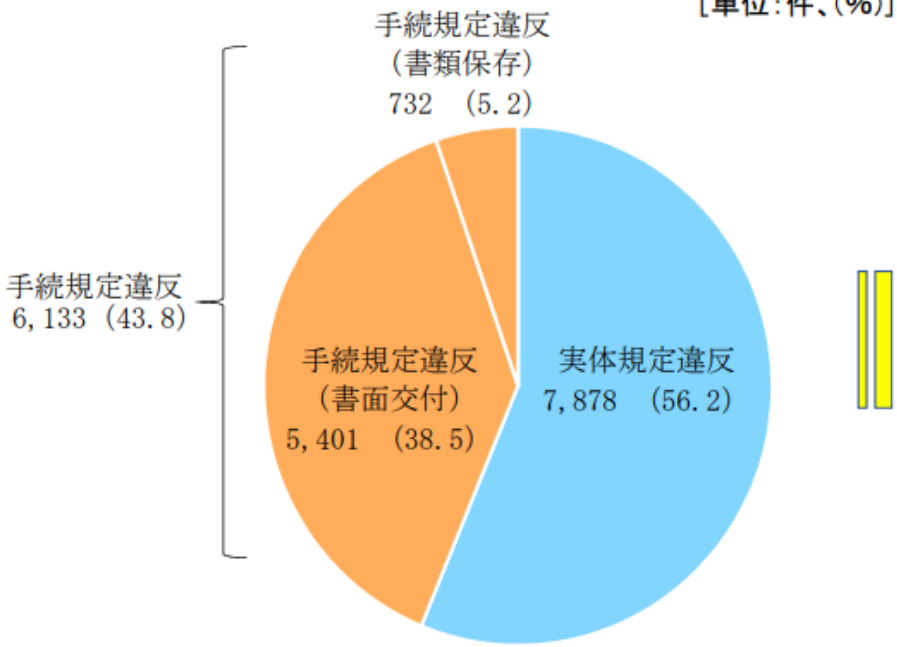

（注）（　）内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と3ページの措置件数の合計とは一致しない。

実体規定違反件数（7,878件）の行為類型別内訳

［単位：件、（%）］

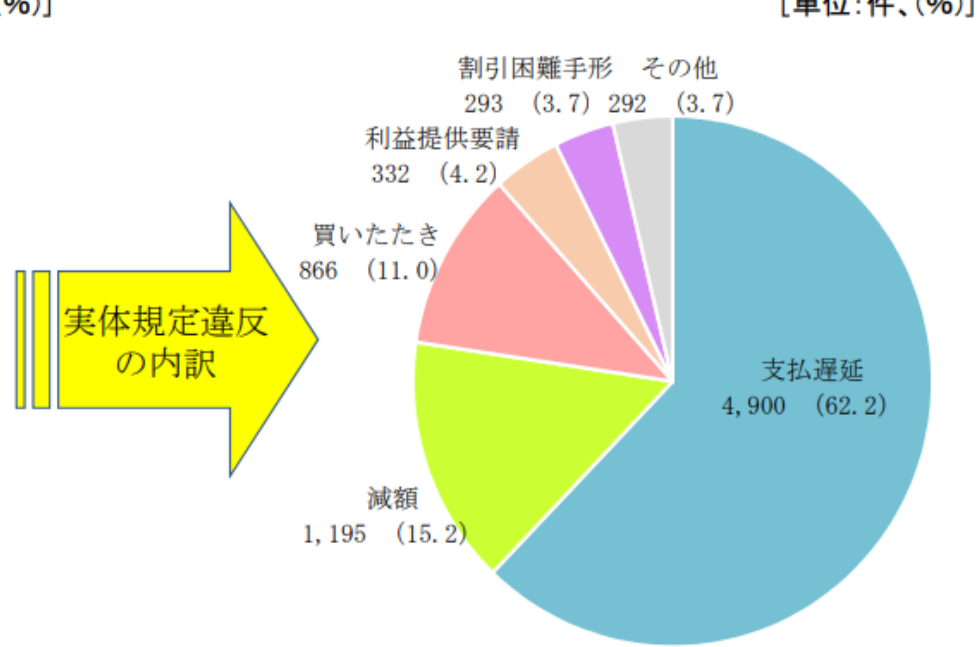

（注）（　）内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

沖縄でよくある違反例

１．　支払期日を定める義務違反（下請代金法第２条の２第１項）

① 貴社は、●●を●●他に業務委託している。貴社は、当該下請事業者との取引にかかる下請代金の支払方法（制度）について、毎月末に締め切り**翌月末までに**、または**翌月２０日までに**支払う旨、業務委託契約書に定めている。

② 貴社は、●●の下請事業者との取引において、下請代金の支払条件（制度）を作業終了後、**翌月末までに**支払いする旨、定めている。

③ ●●との取引において、貴社は下請代金の支払条件（制度）を●●完了期日後**翌々月１５日支払い**と定めている。

このような取引は、下請代金の支払期日は、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならないことを義務としている下請代金支払遅延等防止法第2条の2第1項の規定に違反するものである。今後、下請取引を行う場合の支払方法（制度）は下請代金法第2条の2第1項の規定を遵守するよう改善されたい。

２．　書面の交付義務違反（第３条第１項）

① ●●との取引において、貴社は、**下請代金額、下請代金の支払期日を明記せず**に●●を委託している。

② 貴社は、●●との取引において、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した**書面を交付せずに**●●を委託している。

このような取引は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに必要記載事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないことを義務としている下請代金支払遅延等防止法（以下、下請代金法）第3条第１項の規定に違反するものである。今後、下請取引を行う場合には、下請代金法第３条の要件を具備した発注書面を交付されたい。

３．　書類の作成・保存義務違反（第５条）

貴社は●●との取引において、●●の作成を委託しているが、その**成果物を受領した日が記録されていない。**

このような取引は、書類の作成・保存義務を定めた下請代金法第5条に違反するものである。また、下請代金を下請事業者の給付の受領日から起算して60日以内に定めた支払期日までに全額支払わないことを禁じた下請代金法第4条第1項第2号の規定（下請代金の支払遅延の禁止）に違反する要因ともなる。今後、下請取引内容が把握出来るよう書類を作成するとともに取引の管理について改善されたい。

４．　下請代金の減額の禁止違反（下請代金法第４条第1項第３号）

① 貴社は、●●との取引において、下請事業者と**書面で合意することなく、**下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から当該手数料を差し引くことにより、下請代金の額を減じている事実が認められた。

② 貴社は●●との取引において、下請事業者と**書面で合意することなく**、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から当該手数料を差し引くことにより、下請代金の額を減じている事実が認められた。

③ 貴社は●●との取引において、当該事業者と**書面で合意したことに反し**、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から当該手数料を差し引くことにより、下請代金の額を減じている事実が認められた。

このような行為は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずることを禁止した下請代金法第4条第1項第3号の規定に違反するものである。ついては、**下請事業者と振込手数料の負担について合意し書面化されたい。**

なお、この立入検査が実施された期日を基準として、既に下請代金の額を減じて支払った支払月を遡及した**12ヶ月の期間**（令和●年●月●日から令和●年●月●日まで）、または、この立入検査が実施された期日以降も改善が履行されない場合には、**改善される日までの期間**における既往の減額行為について、全社的に調査の上、当該減額分を該当する下請事業者に返還されたい。今後、再びこのような行為を行わないよう徹底されたい。

■再発防止対策の徹底

下請代金法違反取引の再発防止を徹底するため、以下のことについて**取締役会等で決議**を行い、速やかに実行されたい。

(1) **原状回復、取引方法の変更**等採った措置、具体的な再発防止対策及びその実行について決議すること。

(2) 上記(1)で採った措置について、下請取引を行う発注担当者、経理担当者及びその管理職等に対し**会議や研修等を通して周知**を行い、併せて下請代金法について理解の促進を図ること。

(3) 下請取引を統括的に管理する担当者の配置検討を行い、再発防止対策の実行について監査・モニタリングを行う等**組織的な再発防止の実行と体制の整備**を図ること。

(4) 上記(1)の採った措置について、**下請事業者に対し速やかに文書**で通知すること。

13. 中小企業庁における違反認定の事例

【1】支払遅延の禁止違反の例

親事業者が、部品の製造を下請事業者に委託しているところ、毎月 25 日納品締切、翌々月５日支払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから **60 日を超えて下請代金を支払っていた。**

【2】減額の禁止違反の例

親事業者が、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、**下請代金から一定額を差し引いて支払った。**

【3】買いたたきの禁止違反の例

親事業者が、ゴム製品製造を下請事業者に委託しているところ、親事業者から下請事業者に対して使用することを指定した原材料価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、**従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。**

【4】割引困難な手形の交付の禁止違反の例

運送業者である親事業者は、道路貨物運送を委託している下請事業者に対し、**手形期間が 120 日(４か月)を超える手形を交付した。**

【5】不当な経済上の利益提供要請の禁止違反の例

＜協賛金の拠出要請の例＞

親事業者が、食料品の製造を委託している下請事業者に対して年度末の決算対策として、**協賛金の提供を要請**し、親事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせた。

＜物品の無償提供要請の例＞

親事業者が、インテリア製品の製造を下請事業者に委託しているところ、親事業者のショールームに展示するため、下請事業者に対し、**展示用のインテリア製品を無償で提供させた。**

＜金型・木型の無償保管要請の例＞

親事業者が、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、**量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させている**ところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、**無償で金型、木型等の型を保管させた。**

自社の取引方法の点検と改善

～法令遵守でトラブルから身を守る！～

◆組織体制と事務管理体制をつくる！◆

１．部門間の一貫事務管理（経理部門と営業等部門間の業務の関連付け）
　①下請法は、発注～納品、支払までを規制している。経理部門に発注と納品期日情報がないと支払遅延の恐れ。
２．取引に関するルールを統一化
　②下請取引と下請外取引の事務は実務上、区分できない。（参照：本資料P8）
　③人事異動等で担当者が変わる＝取引方法が変わることを防止
３．証跡を残す
　④取引相手との協議・合意（取引基本契約、覚書、価格等）事項
　⑤取引内容変更（納期変更、仕様変更、数量等）をした場合は書面化
４．取引証憑類の電子化
５．コンプライアンスマネージャーの配置

〈 記 入 例 〉　　別　紙

改　善　結　果　内　容

NO	改善指摘事項	改善内容			備考
		改善内容	実施時期	添付資料	
1	1. 下請事業所の定義（法第2条） ㈱〇〇製作所、㈱〇〇工業、 ㈲〇〇店は下請事業者に該当。	〇　下請事業者に該当する事業者が他にあるかどうか全社的に見直した結果、指摘を受けた事業者を含め、資料①－1の名簿の☆印を付した事業者を新たに下請事業者として追加して管理することとしました。	平成〇年〇月	1－①　下請事業者名簿 1－②「支払方法等について」の書面（追加下請事業者に交付したものの写し）	
2	2. 支払期日を定める義務（法第2条の2） ㈱〇〇工業	〇　㈱〇〇工業については、支払期日を納品毎月末締め、翌々月10日払いから、納品毎月末締め、翌月末払いに変更した。	平成〇年〇月	2　「支払方法等について」の書面	
3	3. 書面の交付義務（電磁的方法の提供を含む。）（法第3条） （1）電磁的方法による提供の導入時の事前承諾（政第2項）承諾無し △△製作所㈱	〇　今後は電磁的方法による提供の導入時には事前承諾を取るようにします。	平成〇年〇月		
	（2）書面の交付について ①書面未交付 ㈲〇〇店に対する発注	（2） ①　㈲〇〇店に対する構内作業については、毎月〇〇日までに翌月度の作業について、法第3条に基づく公正取引委員会規則の要件を具備した注文書（作業指示書）を交付することとしました。	平成〇年〇月	3－①　構内作業に関する注文書	
	②事後交付 ㈱〇〇製作所に対する発注	②　緊急な発注の場合には、法第3条に基づく公正取引委員会規則の要件を具備した注文書をファクシミリで送付することとしました。	平成〇年〇月	3－②　緊急の場合の注文書	
	（3）書面内容の記載状況について 以下の事項が未記載又は不明確 ア. 下請事業者の給付を受領する期日 イ. 下請事業者の給付を受領する場所・・・不明確 ウ. 下請代金の額・・・未記載	（3） ア.　注文書には納期を明確に記載するようにしました。 イ.　納入場所がわかる一覧表を注文書に関連づけをした上で交付することとしました。 ウ.　単価表を注文書に関連づけをした上で交付することとしました。	平成〇年〇月 平成〇年〇月 平成〇年〇月	3－③　注文書の控	

NO	改善指摘事項	改善内容			備考
		改善内容	実施時期	添付資料	
4	4. 書類の作成・保存（電磁的方法の提供を含む。）義務（法第5条） （1）書類未作成 ㈱〇〇工業所に対する発注から受領に係る書類が未作成 （2）書類の保存期間が法定期間未満	（1） 下請事業者に対する発注書の控及び下請事業者から納入時に提出された納品書を法第5条の書類として保存するようにしました。 （2） 返品に係る資料は、返品処理を行った日から2年間保存するようにしました。	平成〇年〇月 平成〇年〇月	3－③ 注文書の控 4－① 納品書 4－② 返品処理伝票	
	（3）3条書面の未交付に伴う未保存について	（3）下請事業者に発注する場合は必ず注文書を交付するとともに、当該注文書の控を保存するようにしました。	平成〇年〇月	3－③ 注文書の控	
	（4）書類の内容の保存状況について以下の事項が未保存又は不明確 ア. 下請事業者から給付を受領した日 ･･･未保存 イ. 検査を行った場合は検査を完了した日 ･･･未保存 ウ. 下請代金の額に変更があった場合の理由 ･･･未保存 エ. 電磁的記録の検索のうち範囲指定条件の設定 ･･･不備	（4） ア.・イ. 下請事業者から提出された納品書に当社の受領印及び検査完了印（いずれも日付が明確となっているもの）を押印して保存することにしました。 ウ. 減額（又は増額）となった理由を〇〇書に明記することとしました。 エ. 範囲指定による検索ができるようシステムの改善を行った。	平成〇年〇月 平成〇年〇月 平成〇年〇月	3－④ 納品書 3－⑤ 〇〇書（増減の理由がわかる資料） 3－⑥ システム変更仕様書写し	
5	5. 受領拒否の禁止 （法第4条第1項第1号） （1）発注取消し ㈲〇〇店に対する〇〇製品の発注	（1）下請事業者に一旦発注したものは例え取引先の都合で不要になった場合でも全量受領することにしました。	平成〇年〇月	5 下請取引に関する社内通知書	
6	6. 支払遅延の禁止 （法第4条第1項第2号） （1）受領日から60日を超えた日で未払い ㈱〇〇製作所に対する下請代金額〇〇円	（1） 〇 買掛残高表と支払通知表の照合を行い、支払遅延とならないようにチェックすることにしました。 〇 社内の担当者を集めて研修会を開催し下請事業者に対する支払漏れがないように注意を喚起しました。	平成〇年〇月 平成〇年〇月	6－① 買掛残高と支払通知表による支払チェックリスト 6－② 研修会開催状況	

NO	改善指摘事項	改善内容			備考
		改善内容	実施時期	添付資料	
		○　全下請事業者について検査時点の未払状況を精査した結果、以下の下請事業者に対し60日を超えた支払遅延があったため、下請代金を支払った際に遅延利息も併せて支払いました。 ㈱○○製作所　2件　（利息○○円） ㈱○○工業所　3件　（利息○○円） ㈲○○店　　1件　（利息○○円）	平成○年○月	6－③　遅延利息額の銀行振込通知書及び下請事業者からの領収書	検査時の未払状況は精査した結果は平成○年○月○日に中小企業庁に提出済み。 （参考1）
7	7．減額の禁止（法第4条第1項第3号） （1）新価格の価格合意日前への遡及適用 ㈱○○製作所、㈲○○店に対し減額	（1）単価改定を行った場合、コンピューターへの新単価の入力は当該新単価について下請事業者との合意日以降の発注分からでないとエラーとなるシステムに改善しました。	平成○年○月	7－①　新単価入力後の買掛金一覧表及びエラーリスト	
	（5）円未満切り捨てに係る減額 ㈱○○製作所、㈱○○工業所に対し減額	（5）単価が円未満の製品がある場合には当該製品の納品ベースでは末端までの金額で算出し、月ごとに支払う下請代金額合計の算出時に末端まで算出した合計額の円未満の端数を四捨五入して支払うこととしました。	平成○年○月	7－②　下請事業者への支払通知書	
		○　全下請事業者について上記（1）、（5）に係る支払状況を精査した結果、以下の下請事業者に対する減額がありましたので当該減額分を返還しました。 ㈱○○製作所　○○円 ㈱○○工業所　○○円 ㈲○○店　　○○円	平成○年○月	7－③　減額分の銀行振込通知書及び下請事業者からの領収書	過去6か月に遡り支払状況を精査した結果を平成○年○月○日に中小企業庁に提出済み。 （参考2）
8	9．買いたたきの禁止（おそれ） （法第4条第1項第5号） （1）指し値発注 ㈱○○工業所に対する発注	（1）単価の決定に当たっては、下請事業者から見積書を提出してもらい、十分協議した上で決定することとしました。	平成○年○月	8－①　見積書 8－②　単価交渉経緯メモ	
	（3）一律一定比率（額）の単価引下げ ㈱○○製作所に対する単価引下げ	（3）単価の改定に当たっては個別品目ごとに、使用原材料、行程数の変更等を考慮した積算に基づき、下請事業者と十分協議した上で新たな単価を決定することにしました。	平成○年○月	8－③　見積書 8－④　単価交渉経緯メモ	

NO	改善指摘事項	改善内容			備考
		改善内容	実施時期	添付資料	
9	11. 有償支給材の早期決済の禁止 （法第4条第2項第1号） ㈲〇〇店に対する早期決済	〇　有償支給材の代金については、支給材を支給した下請事業者から毎月、当該支給材の在庫を確認することにより、毎月の支給材の使用量を把握した上で、当該支給材を使用して納品された製品の下請代金支払い時に相殺することとなるようにしました。	平成〇年〇月	9－① 有償支給材の在庫報告依頼書 9－② 有償支給材の支給代金票及び相殺内容のわかる資料	
10	14. 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 （法第4条第2項第4号） ㈱〇〇製作所に対し、検査基準を一方的に変更し、無償でやり直し	〇　検査基準の変更など下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付をやり直させる場合には、やり直し等のために必要な費用は全額負担することとしました。	平成〇年〇月	5　下請取引に関する社内通知書	
11	1. 前期各事項及び法、同規則、同法運用基準等について貴社関係者、担当者に対し、会議・研修会の開催、下請取引に係るマニュアル、コンプライアンス・プログラムの作成・配布等の方法により、法の周知徹底を図ること。	〇　立入検査の指摘事項を含め、下請代金支払遅延等防止法等の周知徹底を図るために、関係者を集め、会議・研修会を実施しました。	平成〇年〇月	10－① 議事録及び使用したテキスト	

（注）「改善指摘事項」欄及び「改善内容」欄の番号と記号は、「基本調査結果報告書」の番号と記号に合わせてあります。

取引適正化支援サイト集

■適正取引支援サイト（中小企業庁）
→https://tekitorisupport.go.jp/e-learning/

■消費税インボイス制度Q&Aサイト（公正取引委員会）
→https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

■下請取引適正化・消費税転嫁対策サイト（沖縄総合事務局）
→https://www.ogb.go.jp/keisan/shitauketorihiki

■下請取引適正化推進講習会テキスト（令和4年11月版）
→https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/shitauke_koushu.pdf

中小企業の取引適正化のための重点5課題

2．中小企業の課題に政府一丸で取り組む体制

- 課題に総合的に取り組むため、総理官邸に、省庁横断の会議を設置した。

中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

（旧 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を改組）

内閣総理大臣

内閣官房副長官（参）
厚生労働副大臣
経済産業副大臣
内閣官房副長官補（内政）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
関係省庁担当局長等
（公取委、中企庁・経産省、警察庁、金融庁、デジタル庁、総務省、出入国在留管理庁、外務省、国税庁、文科省、厚労省、農水省、国交省、環境省）

ワーキンググループ①
中小企業等の活力向上
（内閣官房副長官補（内政担当）
厚労省、中企庁ほか）

取引条件の改善、最低賃金引上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足等について議論

ワーキンググループ②
中堅企業等の成長促進
（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
経産省ほか）

中堅企業等を支援する施策について議論

内閣官房	中小企業庁 経済産業省	公正取引委員会	警察庁	金融庁	デジタル庁	総務省	出入国在留管理庁	外務省	国税庁	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省	環境省
①②	①②	①	①	①②	①②	①②	①②	②	①	①②	①②	①②	①②	①

3．「未来志向型の取引慣行に向けて」について

3つの基本方針

（１）親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
（２）**親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
（３）**サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

重点５課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化
一律○%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化
量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善
手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

働き方改革のしわ寄せ防止
短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず
適正なコストが負担されない、等

知的財産・ノウハウの保護
親事業者が自社のノウハウを無断で使って
内製化してしまった、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

ルール	内容
下請代金支払遅延等防止法	➢ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。
下請中小企業振興法「振興基準」	➢ 下請中小企業の振興のため、「振興基準」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

（１）産業界に対し「自主行動計画」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
（現在19業種52団体策定）
（２）国が定める業種別下請ガイドラインの策定・改訂。（現在19業種策定）

7.中小企業の取引適正化をめぐる重点５課題と今後の対応方針

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～

「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2016年9月）※重点3課題

自主行動計画の策定（2017年3月以降）19業種52団体で策定

改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2020年6月）※重点2課題追加

「取引適正化に向けた５つの取組」公表（2022年2月）

価格決定方法の適正化

- **振興基準改正**：不合理な原価低減要請等について規定
- **自主行動計画**の策定・フォローアップ調査を要請
- **転嫁円滑化施策パッケージに基づく取締り強化**
- **価格交渉促進月間(3月/9月)の実施**：適切な価格転嫁のための価格交渉を促す。FU調査結果を踏まえ、「指導・助言」を実施。

支払条件の改善

- **手形通達の改正**：可能な限り現金払い化、手形サイトの短縮化を推進
- **自主行動計画**の策定・フォローアップ調査を要請
- **手形通達の再改正**
  - ➢手形サイトを全業種60日以内
  - ➢振興基準に反映
- 2024 約束手形のサイトの短縮(60日以内) → **サイトの60日以内への対応**
- **約束手形の利用の廃止に向けた自主行動計画の策定**：産業界・金融界に自主行動計画の策定・改定を要請
- 2026 **約束手形の利用の廃止**

型取引の適正化

- **振興基準改正**：型の保管・管理の適正化等について規定
- **型管理に向けたアクションプラン策定**：型の廃棄・保管等についての原則を提示
- **型取引の適正化推進協議会の設置**：ガイドライン・契約書ひな形等を作成
- **型の大規模調査**：3万社を対象に型取引の実態調査を実施
- 引き続き大規模調査、フォローアップ等を実施

知的財産・ノウハウの保護

- **公取委報告書**
- **知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の策定**
  - ➢振興基準に反映
- **ガイドライン等を踏まえた取引の定着**
  - ➢ガイドライン・契約書ひな形の自主行動計画への反映
  - ➢知財Gメン(R4年度新設)による取引実態の調査

働き方改革に伴うしわ寄せ防止

- **振興基準改正**：働き方改革を阻害する取引慣行の改善等を規定
- **しわ寄せ防止総合対策の策定**：短納期発注の増加、単価の据置きなどの下請事業者へのしわ寄せの実態を調査

○重点５課題等の遵守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進
○宣言に参加する大企業の拡大に向けた取組を継続するとともに、宣言企業の状況調査等を通じ、宣言の実効性向上を図る

7

5.下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和４年3月時点）

- 下請ガイドラインは現在19業種策定、
  自主行動計画は現在19業種52団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞ ※詳細は中小企業庁HPより☞

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	自動車	自動車産業適正取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報ｻｰﾋﾞｽ・ｿﾌﾄｳｪｱ産業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
建設	建設業	建設業法令遵守ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
情報	放送コンテンツ	放送ｺﾝﾃﾝﾂの製作取引適正化に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	化学産業	化学産業適正取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
情報	アニメーション製作業	ｱﾆﾒｰｼｮﾝ制作業界における下請適正取引等の推進のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
食品	食品製造業	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン（令和3年12月策定） 食品製造業・小売業の適正取引推進ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ～豆腐・油揚製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ～牛乳・乳製品～
水産	水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
水産	養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン

＜自主行動計画策定団体＞※詳細は中小企業庁HPより☞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（８団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会
機械製造業		日本建設機械工業会　日本産業機械工業会 日本工作機械工業会　日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会　日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会　全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報ｻｰﾋﾞｽ・ｿﾌﾄｳｪｱ		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会　全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会　日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会　日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会　日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会　日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会※約束手形の利用の廃止関係
商社		日本貿易会※約束手形の利用の廃止関係
印刷業		日本印刷産業連合会（令和4年3月策定）

企業経営のあらゆるところに「知的財産」があります！

こんな話にお心当たりありませんか？

- ☑ 見積書の詳細な内訳の提出を求められた
- ☑ 退職した従業員が同業他社に再就職し、顧客が奪われた
- ☑ QC工程表に自社の技術情報を記載するように求められた
- ☑ 工場見学の際、門外不出の製造工程情報を提供しないと発注できないと言われた
- ☑ 共同で開発した技術なのに、特許出願人に加えてもらえなかった
- ☑ 相見積りの際、ライバル会社に示された仕様書に自社が作成した設計図面が使用されていた
- ☑ 秘密保持誓約書を提出させられたが、自社の側だけが義務のかかる内容だった
- ☑ ソースコードの開示要請にやむなく応じたが、その後、取引を一方的に打ち切られ内製された
- ☑ 番組で使用しなかった映像素材の著作権を無償で譲渡させられた
- ☑ 共同で制作したデザイン/映像なのに、創作者/著作者として扱ってもらえなかった

技術情報
～技術やノウハウ～

- 設計図・設計データ
- 製品仕様書
- 生産用図面
- 原材料組成
- 製造原価計算書
- 研究開発データ
- 基準（設計、生産、検査）
- 設計手順書
- 製造工程表
- 加工条件
- 技能者の技
- 未出願の発明
- 試作品・サンプル

営業情報
～営業上の情報～

- 顧客名簿
- 仕入れ先リスト
- 納入伝票
- 人事情報
- 経営計画
- 販売マニュアル
- 訴訟関連書類
- 役員会議事録、稟議書
- 投資計画、資金調達計画
- 取引先への納入価格
- 仕入れ価格
- 売掛／買掛台帳（月報）
- 経理・財務データ
- 取引基本契約書等
- 顧客クレーム
- 取引先の信用調査資料
- 業務提携、出資関係情報

権利情報
～権利化された財産～

- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- 著作権、回路配置利用権
- 営業秘密、商号

相談窓口 INPIT 営業秘密・知財戦略相談窓口
03-3581-1101 内線3844

相談窓口 INPIT 知財総合支援窓口
TEL:0570－082100
※全国４７都道府県に設置されたお近くの相談窓口におつなぎいたします。

ご参加ありがとうございました。

令和4年度　取引適正化講習会資料

おわり